

第16回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 次第

日時 平成23年8月3日(水)午前11時から正午
場所 鳥取県庁第21会議室(第2庁舎9階)

1 開 会

2 審議事項

- (1) 今後の評価作業スケジュールについて・・・〔資料1〕
- (2) 業務実績評価(第1期中期目標期間評価)方針及び方法について・・・〔資料2〕
- (3) 財務諸表の承認に係る様式について・・・〔資料3〕

3 その他

- ・業務実績評価(第1期中期目標期間評価)の作成について・・・〔資料4〕

<参考資料>

- (1) 「中期目標の期間終了時の検討」に関する意見聴取(H22年10月22日 評価委員会決定)・・・〔資料5〕
- (2) 第1期中期目標期間における各年度の全体評価一覧・・・〔資料6〕
- (3) 財務諸表の承認に係る各県の様式・・・〔資料7〕

〔出席者名簿〕

【委員】

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員	副井 裕	国立大学法人鳥取大学	学長顧問	委員長
委員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社	代表取締役社長	
委員	辻 智子	日本水産株式会社	生活機能科学研究所長	
委員	房安寿美枝	いなば和紙協業組合	総務部長	

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

氏名	役職名	備考
村江 清志	理事長	
向井 保	理事	
山本 誠	企画管理部長	
山田 強	企画管理部企画室長	
蔵内 康雄	企画管理部総務室長補佐	
石破 徹	企画管理部企画室長補佐	
加藤 明	企画管理部企画室企画員	

【事務局(鳥取県)】

氏名	役職名	備考
岡村 整諮	商工労働部産業振興総室長	
山下 喜夫	商工労働部産業振興総室産学金官連携室長	
富山 哲明	商工労働部産業振興総室産学金官連携室副主幹	

平成23年度 評価委員会業務及びスケジュール

		年度評価	第1期評価	第2期評価	その他
評価委員会 開催日程		H22事業年度に係る 業績評価	第1期中期目標に係る 業績評価	第2期中期目標期間の 評価方法の検討	全体共通事項 等
		・現行評価方針及び方法で、評価を実施	・新評価方針及び方法を作成し、評価を実施	・新評価方針及び方法で、H23年度以降の業績評価を実施	・評価以外の事項
4月					
5月	上旬	・日程調整			
	中旬		事前の検討作業	事前の検討作業	
	下旬	・開催通知 ・会議資料作成			
6月	上旬	第15回開催 (6/2開催)	議題 ・業務実績(第1期分)評価 方針及び方法について		議題 ・新委員長選出 ・剰余金(第1期分)の繰越しに係る方針及び方法について ・役員給与規定の変更に 対する意見聴取について その他 ・全体スケジュール説明 ・企業訪問実施について
	中旬				
	下旬		(センター業務実績報告書提出)	(センター事業報告書提出)	
7月	上旬		評価様式の確認		
	中旬	書面評価 ・関係資料を評価委員へ 郵送(事務局) ・書面評価の実施(評価 委員) ・センターへの質問作成 (評価委員)			
	下旬				
8月		第16回開催 (8/2-3開催)	・評価委員による企業訪問(8/2) ・センターヒアリング(8/3) 議題 ・業務実績(第1期分)評価方針及び方法の決定		議題 ・財務諸表の承認に係る様 式について その他 ・第1期分の評価書作成に ついて
	中旬	最終評価案作成 ・センターへ追加質問・回答(評価委員、事務局、セン ター) ・項目別評価及び全体評価のコメントの作成(評価委員) ・評価案(最終版)の作成(委員長、事務局)			
	下旬	第17回開催 (8/31開催)	議題 ・評価決定(第1期分、H22年度分)		議題 ・剰余金(第1期分)の繰越し 承認に係る意見聴取につ いて ・財務諸表の承認に係る 意見聴取について
9月		議会報告	議会報告		
10月	第18回開催			議題 ・評価方法の検討 ・評価方針及び方法(評価項 目、ウエイト配分等)の検討 ・評価手順の検討 など	
11月					
12月					
1月				以降、継続審議 の必要があれば、 評価委員会を開催	
2月					
3月					

平成23年度 評価作業スケジュール

		年度評価	第1期評価	備考
6月30日	木	業務実績報告書提出	事業報告書提出	
7月1日	金			
7月2日	土			
7月3日	日			
7月4日	月	評価作業依頼	評価方針及び方法(案)に対する意見聞き取り	
7月5日	火			
7月6日	水			
7月7日	木			
7月8日	金			
7月9日	土			
7月10日	日			
7月11日	月			
7月12日	火			
7月13日	水			
7月14日	木			
7月15日	金	質問締め切りセンターへ提供		
7月16日	土			
7月17日	日			
7月18日	月			
7月19日	火			
7月20日	水			
7月21日	木			
7月22日	金			
7月23日	土			
7月24日	日			
7月25日	月			
7月26日	火			
7月27日	水			
7月28日	木			
7月29日	金			
7月30日	土			
7月31日	日			
8月1日	月			
8月2日	火			
8月3日	水	企業・センターヒアリング、評価委員会 項目別評価点・全体評価コメント作成依頼	評価方針及び方法決定 項目別・全体評価コメント作成依頼	年度評価 各委員の項目別暫定評価点数を算出 第1期評価 評価コメントたたき台を提示
8月4日	木			
8月5日	金			
8月6日	土			
8月7日	日			
8月8日	月	センターへの追加質問〆切り		
8月9日	火			
8月10日	水			
8月11日	木	センター回答〆切り		
8月12日	金			
8月13日	土			
8月14日	日			
8月15日	月			
8月16日	火			
8月17日	水	各委員評価書作成〆切り・取りまとめ		年度・第1期評価 各委員の項目別・全体評価点数・コメント 取りまとめ
8月18日	木			
8月19日	金	最終評価案作成(委員長、事務局)・各委員へ送付		
8月20日	土			
8月21日	日			
8月22日	月			
8月23日	火			
8月24日	水	最終評価案に対するセンター意見聴取		
8月25日	木			
8月26日	金			
8月27日	土			
8月28日	日			
8月29日	月			
8月30日	火			
8月31日	水	評価委員会(評価決定)		

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの中期目標期間の
業務実績評価（中期目標期間評価）方針及び方法

平成 23 年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とする P D C A（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

評価の視点

中期計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価を実施するものとする。

業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成 12 年条例第 2 号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

中期目標期間評価は、法人が提出する事業報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。事業報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、事業報告書等を作成するにあたり、中期計画に記載されている項目ごと（別紙 1に示す 37 項目）に業務実績を検証し、達成状況を次の 5 段階で評価する。（5 段階の判断基準は別紙 2によるものとする）

- | | |
|---|------------------------------|
| 5 | 中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている |
| 4 | 中期計画を上回る業務が進捗している |
| 3 | 概ね中期計画どおりに業務が進捗している |
| 2 | 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている |
| 1 | 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている |

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

特筆すべき優れた実績を上げた取組

当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、産業技術センターの業務の中核となる「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙 1に示す特記事項記載単位を参照）

(2) 評価委員評価

項目別評価（別紙 3のとおり）

項目別、年度別の平均値（小数点以下第 3 位を四捨五入）を算出する。

あわせて、【今後の課題】、【改善すべき事項】について、大項目ごとに記述するものとする。

なお、次期中期目標を作成する上で、前年度中に評価委員の意見を聴いて行った、地方独立行政法人法第 31 条の規定に基づく「中期目標の期間の終了時の検討」の内容を掲載

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を中期計画の項目ごとに、5 段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5 段階で実施する評価

しているため、その内容に追加、修正等ある場合に、その内容について記述することとする。

全体評価（別紙4のとおり）

各年度の全体評価の平均値を算出し、下表に当てはめて算出する。

各年度全体評価の平均値	全体評価
4.51 以上～5.00 まで	5（中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている）
3.51 以上～4.50 まで	4（中期計画を上回る業務が進捗している）
2.51 以上～3.50 まで	3（概ね中期計画どおりに業務が進捗している）
1.51 以上～2.50 まで	2（中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている）
1.00 以上～1.50 まで	1（中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている）

また、総評として、項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、（1）法人の中期目標・中期計画の全体的な達成状況を記述し、また、次期中期目標・中期計画をふまえた（2）今後の課題、（3）今後の取り組む方向性・改善事項について記述するものとする。

なお、次期中期目標を作成する上で、前年度中に評価委員の意見を聴いて行った、地方独立行政法人法第31条の規定に基づく「中期目標の期間の終了時の検討」の内容を掲載しているため、その内容に追加、修正等ある場合に、その内容について記述することとする。

利用者の意見の反映については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

3 評価の進め方

全体計画（スケジュール）

事項	時期	
期間終了	3月末	中期目標期間事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	事業報告書
事業報告	6月末	事業報告書
評価	7月～8月	中期目標期間全体の事業の検証（法人とのヒアリング） 評価結果（案）の作成（法人による事実確認） 評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知 議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、次の順番で実施する。
 - （1）法人の自己評価作成（法人）
 - （2）各委員の評価案作成（各委員）
 - （3）各委員の評価案のとりまとめ（事務局）
 - （4）評価原案作成（委員長、事務局）
 - （5）委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認
 - （6）最終評価案の作成
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人に事実誤認を確認し、評価を決定することとする。

項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項 記載単位
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
	1	産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化			
		(1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)			
			技術相談・現地指導	1	
			依頼試験	2	
			機器利用	3	
		(2) 研究開発			
			研究テーマの設定と実施	4	
			シーズ・実用化研究		
			研究評価		
		(3) 起業化を目指す事業者等への支援			
			研究開発に係る場の提供と技術支援	5	
			技術講習会等を通じた支援	6	
			各種広報媒体等を利用した技術情報の提供	7	
			補助金・融資等に係る情報の提供	8	
	2	実践的産業人材の戦略的育成			
		(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施			
			製造中核技術者の育成	9	
			組込ソフトウェア開発技術者の育成	10	
			金属加工技術技術者の育成	11	
			商品企画が可能な人材の育成	12	
			実践的産業人材の育成	13	
		(2) 産業人材育成戦略の策定		14	
	3	県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発			
		(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野		15	
		(2) 食品関連分野		16	
	4	知的財産権の戦略的な取得と活用		17	
	5	県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化		18	
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
	1	理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成			
		(1) 組織運営の改善		19	
		(2) 広報活動の充実		20	
		(3) 職員の資質向上と人材育成		21	
	2	新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化		22	
	3	独自の業績評価システムの確立		23	
財務内容の改善に関する事項					
	1	外部資金その他自己収入の確保		24	
	2	経費の抑制		25	
	3	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画		26	
その他業務運営に関する重要事項					
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底			
		(1) 法令遵守		27	
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		28	
		(3) 労働安全衛生管理の徹底		29	
		(4) 職員への社会貢献意識の徹底		30	
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進			
		(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進		31	
		(2) 環境マネジメントの着実な実施		32	
	3	情報の共有化の徹底		33	
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					
	1	施設及び設備に関する計画		34	
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		35	
	3	人事に関する計画			
		(1) 基本的な方針		36	
		(2) 人事に関する指標等		37	

業務実績評価における評価基準について

評価基準	備 考 (判断基準)
5. 中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画を上回る業務と業績 ～ 業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。 項目別評価における特記事項の記載内容により判断
4. 中期計画を上回る業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね中期計画どおりに業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

(注)

- 1 業績の評価については、特記事項により判断するものとし、業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 2 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- 3 なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。(企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。)

項目別評価 (第1期中期目標期間評価)

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均 (各委員平均値)				第1期全体 評価
				平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	(各年度の 平均値)
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化	(1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)	技術相談・現地指導					
			依頼試験					
			機器利用					
		(2) 研究開発	研究テーマの設定と実施					
			シーズ・実用化研究					
			研究評価					
		(3) 起業化を目指す事業者等への支援	研究開発に係る場の提供と技術支援					
			技術講習会等を通じた支援					
			各種広報媒体等を利用した技術情報の提供					
			補助金・融資等に係る情報の提供					
	2 実践的産業人材の戦略的育成	(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施	製造中核技術者の育成					
			組込ソフトウェア開発技術者の育成					
			金属加工技術技術者の育成					
			商品企画が可能な人材の育成					

		実践的産業人材の育成					
		(2) 産業人材育成戦略の策定					
	3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発	(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野					
		(2) 食品関連分野					
	4 知的財産権の戦略的な取得と活用						
	5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化						

【今後の課題】

【改善すべき事項】

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均 (各委員平均値)				第1期全体 評価
				平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	(各年度の 平均値)
業務運営の改善 及び効率化に関する 目標を達成するた めとるべき措置	1 理事長のリー ダーシップに基づく 迅速かつ柔軟な業 務運営の達成	(1) 組織運営の改善						
		(2) 広報活動の充実						
		(3) 職員の資質向上と人材育成						
	2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化							
	3 独自の業績評価システムの確立							

【今後の課題】

【改善すべき事項】

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均 (各委員平均値)				第1期全体 評価
				平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	(各年度の 平均値)
財務内容の改善 に関する事項			1 外部資金その他自己収入の確保					
			2 経費の抑制					
			3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画					

【今後の課題】

【改善すべき事項】

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均 (各委員平均値)				第1期全体 評価
				平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	(各年度の 平均値)
その他業務運営 に関する重要事項	1 コンプライアンス体制の確立と徹底	(1) 法令遵守						
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底						
		(3) 労働安全衛生管理の徹底						
		(4) 職員への社会貢献意識の徹底						
	2 環境負荷の低減と環境保全の促進	(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進						
		(2) 環境マネジメントの着実な実施						
	3 情報の共有化の徹底							

【今後の課題】

【改善すべき事項】

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均 (各委員平均値)				第1期全体 評価
				平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	(各年度の 平均値)
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画							
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
	3 人事に関する計画	(1) 基本的な方針						
		(2) 人事に関する指標等						

【今後の課題】

【改善すべき事項】

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均 (各委員平均値)				第1期全体 評価
				平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	(各年度の 平均値)
項目別全体合計			合計(加重後平均)					
			(参考)合計(単純平均)					

(別紙3)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る 項目別評価のウエイト

	技術相談・現地指導	技術相談・現地指導 6,400件の技術相談等、500社の訪問調査、アンケート調査実施	1	0.203
	依頼試験	依頼試験 性能の維持、多様なメニューの設定、利用手続きの簡素化等	2	0.044
	機器利用	機器利用 12,800時間の利用サービス、手続きの簡素化、機器等の導入、更新・改修の実施等	3	0.044
(2) 研究開発	(2) 研究開発	(2) 研究開発		
	研究テーマの設定と実施	研究テーマの設定と実施	4	0.158
	シーズ・実用化研究	シーズ・実用化研究		
	研究評価	研究評価		
	研究開発に係る場の提供と技術支援	研究開発に係る場の提供と技術支援 強力にバックアップ	5	0.016
	技術講習会等を通じた支援	技術講習会等を通じた支援 講中会等5回開催	6	0.028
	各種広報媒体等を利用した技術情報の提供	各種広報媒体等を利用した技術情報の提供 刊行物・HP等、図書館との連携	7	0.028
	補助金・融資等に係る情報の提供	補助金・融資等に係る情報の提供	8	0.008
	液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業:産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を中期計画期間中に40名育成する。	「液晶製造技術課程(液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習)」について、10名を対象とした6日間の実証講義を行い技術者の育成	9	0.021
	組込システム開発人材育成事業:デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術者を中期計画期間中に40名育成する。	デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術について、10名を対象とした2日間の講義を行い技術者の育成	10	0.006
	次世代ものづくり人材育成事業:高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工業において、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者を中期計画期間中に40名育成する。	家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工技術について、10名を対象に精密複合旋盤を使用した5日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成	11	0.006
	戦略的商品開発支援事業:市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を中期計画期間中に40名育成する。	市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を育成するために、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催	12	0.006
	また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れ、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成	また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れ、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成	13	0.021
	(2) 産業人材育成戦略の策定	(2) 産業人材育成戦略の策定	14	0.007
(県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開)	(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野	(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野	15	0.020
	(2) 食品関連分野	(2) 食品関連分野	16	0.020
4 知的財産権の戦略的な取得と活用	4 知的財産権の戦略的な取得と活用	4 知的財産権の戦略的な取得と活用 2件以上の特許出願、積極的に公開等	17	0.013
5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化	5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化	5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化 協会との連携、地域ブランド育成、金融機関等との連携	18	0.013
	(1) 組織運営の改善	(1) 組織運営の改善 意思決定の迅速化、業務の効率化	19	0.039
	(2) 広報活動の充実	(2) 広報活動の充実 18件のプレスリリース	20	0.020
	(3) 職員の資質向上と人材育成	(3) 職員の資質向上と人材育成 職員派遣等、プログラムの策定	21	0.020
2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化	2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化	2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化 技術面でのコーディネート機能の向上	22	0.013
3 独自の業績評価システムの確立	3 独自の業績評価システムの確立	3 独自の業績評価システムの確立 業績評価システムの処遇への反映	23	0.039
1 外部資金その他収入の確保	1 外部資金その他自己収入の確保	1 外部資金その他自己収入の確保 外部資金2件獲得、機器開放等自己収入の確保	24	0.028
2 経費の抑制	2 経費の抑制	2 経費の抑制 効率化・経費節減の見直し、1%削減	25	0.028
3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	26	0.024
(1) 法令遵守	(1) 法令遵守	(1) 法令遵守 中立性・公平性の確保等	27	0.009
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 秘密事項、電子媒体に係る漏洩防止	28	0.009
(3) 労働安全衛生管理の徹底	(3) 労働安全衛生管理の徹底	(3) 労働安全衛生管理の徹底 安全衛生委員会の設置、調査に基づく整備	29	0.014
(4) 職員への社会貢献意識の徹底	(4) 職員への社会貢献意識の徹底	(4) 職員への社会貢献意識の徹底 地域の奉仕活動等、センターの一般公開	30	0.014
(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進	(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進	(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進 グリーンマーク商品等、再生紙の利用等	31	0.011
(2) 環境マネジメントの着実な実施	(2) 環境マネジメントの着実な実施	(2) 環境マネジメントの着実な実施 ISO14001規格を遵守した運営	32	0.011

3 情報の共有化の徹底	3 情報の共有化の徹底	3 情報の共有化の徹底 テレビ会議等	33	0.023
	1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画 整備・改修の計画的に実施	34	0.016
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	2 県取得財産の譲渡担保等計画 リース車両、譲渡	35	0.004
	(1) 基本的な方針	(1) 基本的な方針 専門性の高い人材、効果的な人員配置等	36	0.010
	(2) 人事に関する指標等	(2) 人事に関する指標等 効率的な運用、公募システム、交流推進等	37	0.010
理事長・理事、職員49人 行政職9人、研究職40(所長3、企画4、研究33人)				1.000

全体評価 (第1期中期目標期間評価)

総合評価

5段階評価

第1期中期目標期間の全体評価は、 と認められ、5段階評価では とする。

総評

<p>(1) 第1期中期目標・中期計画の全体的な達成状況</p> <p>・・・</p> <p>・・・</p> <p>・・・</p>

<p>(2) 今後の課題</p> <p>・・・</p> <p>・・・</p> <p>・・・</p>

<p>(3) 今後、センターが取り組む方向性・改善事項</p> <p>・・・</p> <p>・・・</p> <p>・・・</p>
--

財務諸表の承認に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

法人の財務諸表について、県知事による承認を受けなければならないが、中立性・公平性を高める観点から、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 事務局確認事項

事務局において、合规性と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査を経たものであるため、主要な計数等についての確認を行った。

(1) 合规性

チェック項目	チェック結果
提出期限の遵守（法第34条第1項）	
必要な書類の提出（法第34条第2項）	
監査報告書での考慮すべき意見	

(2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
記載すべき事項について、遺漏がないか。	
計数は整合しているか。	
書類相互間における数値の整合性は取れているか。	

【参考】地方独立行政法人法

（財務諸表等）

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 （略）

全体評価（第1期中期目標期間評価）【たたき台】

総合評価

5段階評価

第1期中期目標期間の全体評価は、 と認められ、5段階評価では とする。

総 評

（1）第1期中期目標・中期計画の全体的な達成状況

中期目標・中期計画はほぼ達成できる方向に進捗しており、県民・企業に対して満足のいく成果が出て評価できる。中期計画・年度計画の作成と評価は県民への情報公開、センター機能の向上の点で、効果的役割を果たすものであった。

その中で、法人化前に比べて県民に対するきめ細やかな現場重視型サービス（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）の向上がみられ、センター職員の意識改革が進行しており、研究開発や実践的産業人材の育成についても概ね計画通りに進捗している。

理事長のリーダーシップに基づく運営も軌道に乗ったように見受けられる。

（2）今後の課題

依然厳しい雇用経済環境、少子高齢化、そして人口減少の影響が著しい鳥取県内において、持続性のある安定した経済成長の実現に向けて鳥取県が策定した「鳥取県経済成長戦略」に掲げる「産業の高付加価値化」と「新産業の創出」に寄与すべく、第2期中期目標期間においては、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援や産業人材育成等の一層の強化が必要である。

限られた人数で最大の効果を上げるため、企業ニーズや市場動向等を的確に把握しながら、技術支援業務と研究開発業務について重点分野の絞り込みやバランスを十分検討し、それらの成果等の企業への移転と事業化に向けた支援を強力に進めること。

中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げるとともに、その支援内容の充実や高付加価値化に寄与した成功事例を増やすなど質の向上を図りながら計画的に実施すること。

センターの優秀な人材確保と若手職員の人材育成について、引き続き努力すること。

引き続き理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、更なる本県の産業振興に寄与すること。

(3) 今後、センターが取り組む方向性・改善事項

次期中期目標では「鳥取県経済成長戦略」を視野に入れた取組を行うこと。

今後の産業人材育成について、第1期中期目標期間にセンターが策定した「産業人材育成戦略」の結果を反映すること。

県民への技術支援・サービスと研究開発・研修等での資質向上とのバランスを取りつつ、産業技術センター業務の一部への民間委託の導入等を図ることにより、センターの研究者が、その分野でのトップレベルの研究に注力をし、その成果を地域産業振興に活かすこと。

研究開発では、テーマを絞って人材を集中投下し早期に事業性の可否を判断するとともに、特に、理事長裁量の研究では、目先の成果ではなく、県外企業の誘致につながるような新規技術開発を最低一課題は設定するなど挑戦的なテーマをある程度の期間を与えて実施させるなど、テーマ設定をブラッシュアップしていくこと。技術支援において、技術相談・現地指導の豊富な技術内容をデータベース化、また試験分析について、既存の設備で稼働率の低い機器の積極的な整理の検討。

中期計画に数値目標を入れる際には、センターの支援による企業の売り上げ・開発費の削減・クレーム減少などへの貢献度などの質的向上に関する指標等の検討。

センター職員の人材育成については、高度な企画力(情報収集力)と判断力が求められるテーマを設定すること。

優秀な人材の採用と全体のレベルアップを図るとともに、産業技術センターの位置づけ、県民の期待、経営内容、活動内容、ミッションなどについて組織内共通認識を図ること。

相談案件に対して、公正な偏らない視点で適切な判断が出来るセンター職員の育成を望むとともに、基礎研究と実用化研究のどちらに重点を置くのかを明確にして計画の「見える化」を図り、それによって、人材の確保・育成につなげること。

項目別評価 (第1期中期目標期間評価)【たたき台】

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均 (各委員平均値)				第1期全体 評価
				平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	(各年度の 平均値)
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化	(1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)	技術相談・現地指導	3.4	4.0	4.0		
			依頼試験	3.2	3.0	3.2		
			機器利用	4.0	4.0	3.8		
		(2) 研究開発	研究テーマの設定と実施	3.2	3.0	3.0		
			シーズ・実用化研究					
			研究評価					
		(3) 起業化を目指す事業者等への支援	研究開発に係る場の提供と技術支援	3.0	3.4	3.8		
			技術講習会等を通じた支援	4.0	4.0	3.8		
			各種広報媒体等を利用した技術情報の提供	4.0	4.0	3.4		
			補助金・融資等に係る情報の提供	3.0	3.0	3.2		
	2 実践的産業人材の戦略的育成	(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施	製造中核技術者の育成	3.6	4.0	3.4		
			組込ソフトウェア開発技術者の育成	3.6	4.0	3.6		
			金属加工技術技術者の育成	3.6	4.0	3.8		
			商品企画が可能な人材の育成	3.0	4.0	3.8		

		実践的産業人材の育成	3.8	4.0	3.8		
		(2) 産業人材育成戦略の策定	3.0	3.2	3.2		
	3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発	(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野	4.0	3.4	3.6		
		(2) 食品関連分野	3.8	4.0	3.8		
	4 知的財産権の戦略的な取得と活用		3.0	3.6	4.0		
5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化		3.0	3.4	3.6			

【今後の課題】

依然厳しい雇用経済環境、少子高齢化、そして人口減少の影響が著しい鳥取県内において、持続性のある安定した経済成長の実現に向けて鳥取県が策定した「鳥取県経済成長戦略」に掲げる「産業の高付加価値化」と「新産業の創出」に寄与すべく、第2期中期目標期間においては、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援や産業人材育成等の一層の強化が必要である。

限られた人数で最大の効果を上げるため、企業ニーズや市場動向等を的確に把握しながら、技術支援業務と研究開発業務について重点分野の絞り込みやバランスを十分検討し、それらの成果等の企業への移転と事業化に向けた支援を強力に進めること。

中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げるとともに、その支援内容の充実や高付加価値化に寄与した成功事例を増やすなど質の向上を図りながら計画的に実施すること。

【改善すべき事項】

次期中期目標では「鳥取県経済成長戦略」を視野に入れた取組を行うこと。

今後の産業人材育成について、第1期中期目標期間においてセンターが策定した「産業人材育成戦略」の結果を反映すること。

県民への技術支援・サービスと研究開発・研修等での資質向上とのバランスを取りつつ、産業技術センター業務の一部への民間委託の導入等を図ることにより、センターの研究者が、その分野でのトップレベルの研究に注力し、その成果を地域産業振興に活かすこと。

研究開発では、テーマを絞って人材を集中投下し早期に事業性の可否を判断するとともに、特に、理事長裁量の研究では、目先の成果ではなく、県外企業の誘致につながるような新規技術開発を最低一課題は設定するなど挑戦的なテーマをある程度の期間を与えて実施させるなど、テーマ設定をブラッシュアップしていくこと。

技術支援において、技術相談・現地指導の豊富な技術内容をデータベース化、また試験分析について、既存の設備で稼働率の低い機器の積極的な整理の検討。

中期計画に数値目標を入れる際には、センターの支援による企業の売り上げ・開発費の削減・クレーム減少などへの貢献度などの質的向上に関する指標等の検討。

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均 (各委員平均値)				第1期全体 評価
				平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	(各年度の 平均値)
業務運営の改善 及び効率化に関する 目標を達成するた めとるべき措置	1 理事長のリー ダーシップに基づく 迅速かつ柔軟な業 務運営の達成	(1) 組織運営の改善		3.0	3.6	3.6		
		(2) 広報活動の充実		3.8	3.8	3.4		
		(3) 職員の資質向上と人材育成		3.0	3.0	3.0		
	2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化		3.4	3.6	3.8			
	3 独自の業績評価システムの確立		3.8	3.6	3.8			

【今後の課題】

センターの優秀な人材確保と若手職員の人材育成について、引き続き努力すること。
引き続き理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、更なる本県の産業振興に寄与すること。

【改善すべき事項】

センター職員の人材育成については、高度な企画力（情報収集力）と判断力が求められるテーマを設定すること。
優秀な人材の採用と全体のレベルアップを図るとともに、産業技術センターの位置づけ、県民の期待、経営内容、活動内容、ミッションなどについて組織内共通認識を図ること。
相談案件に対して、公正な偏らない視点で適切な判断が出来るセンター職員の育成を望むとともに、基礎研究と実用化研究のどちらに重点を置くのかを明確にして計画の「見える化」を図り、それによって、人材の確保・育成につなげること。

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均 (各委員平均値)				第1期全体 評価
				平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	(各年度の 平均値)
財務内容の改善 に関する事項	1 外部資金その他自己収入の確保			4.0	3.8	4.0		
	2 経費の抑制			3.2	3.0	3.2		
	3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画			3.0	3.0	3.0		

【今後の課題】

【改善すべき事項】

外部資金獲得へ積極的に取り組んでいるとともに、業務の効率化と経費削減への見直しが行われている。その結果生じた剰余金により、次年度の試験研究機器の整備費、施設の修繕費に充てるなど、有効な活用を行っている。
今後も引き続き、外部資金の獲得、効率的な業務運営に努めることを期待する。

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均 (各委員平均値)				第1期全体 評価
				平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	(各年度の 平均値)
その他業務運営 に関する重要事項	1 コンプライア ンス体制の確立と徹 底	(1) 法令遵守		3.0	3.0	3.2		
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		3.0	3.0	3.2		
		(3) 労働安全衛生管理の徹底		3.6	3.0	3.0		
		(4) 職員への社会貢献意識の徹底		3.0	3.0	3.2		
	2 環境負荷の低 減と環境保全の促 進	(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進		3.0	3.0	3.0		
		(2) 環境マネジメントの着実な実施		3.0	3.0	3.2		
	3 情報の共有化の徹底		3.0	3.0	3.2			

【今後の課題】

【改善すべき事項】

コンプライアンス体制の確立と徹底、環境負荷の低減と環境保全の促進等すべての項目で概ね計画通りに進捗しており、引き続き、組織体制の更なる見直しや個人の意識向上に努めること。

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均 (各委員平均値)				第1期全体 評価
				平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	(各年度の 平均値)
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画			3.0	3.0	3.0		
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			3.0	3.0	3.0		
	3 人事に関する計画	(1) 基本的な方針		3.0	3.0	3.0		
		(2) 人事に関する指標等		3.0	3.0	3.0		

【今後の課題】

【改善すべき事項】

施設及び設備に関する計画等すべての項目で概ね計画通りに進捗しているが、更なる取組により、計画を上回る業務運営に努めること。

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均 (各委員平均値)				第1期全体 評価
				平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	(各年度の 平均値)
項目別全体合計			合計(加重後平均)	3.50	3.50	3.52		
			(参考)合計(単純平均)	3.32	3.42	3.42		

(別紙3)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る 項目別評価の概要

	技術相談・現地指導	技術相談・現地指導 6,400件の技術相談等、500社の訪問調査、アンケート調査実施	1	0.203
	依頼試験	依頼試験 性能の維持、多様なメニューの設定、利用手続きの簡素化等	2	0.044
	機器利用	機器利用 12,800時間の利用サービス、手続きの簡素化、機器等の導入、更新・改修の実施等	3	0.044
(2) 研究開発	(2) 研究開発	(2) 研究開発		
	研究テーマの設定と実施	研究テーマの設定と実施	4	0.158
	シーズ・実用化研究	シーズ・実用化研究		
	研究評価	研究評価		
	研究開発に係る場の提供と技術支援	研究開発に係る場の提供と技術支援 強力にバックアップ	5	0.016
	技術講習会等を通じた支援	技術講習会等を通じた支援 講中会等5回開催	6	0.028
	各種広報媒体等を利用した技術情報の提供	各種広報媒体等を利用した技術情報の提供 刊行物・HP等、図書館との連携	7	0.028
	補助金・融資等に係る情報の提供	補助金・融資等に係る情報の提供	8	0.008
	液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業:産学官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を中期計画期間中に40名育成する。	「液晶製造技術課程(液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習)」について、10名を対象とした6日間の実証講義を行い技術者の育成	9	0.021
	組込システム開発人材育成事業:デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術者を中期計画期間中に40名育成する。	デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術について、10名を対象とした2日間の講義を行い技術者の育成	10	0.006
	次世代ものづくり人材育成事業:高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工業において、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者を中期計画期間中に40名育成する。	家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工技術について、10名を対象に精密複合旋盤を使用した5日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成	11	0.006
	戦略的商品開発支援事業:市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を中期計画期間中に40名育成する。	市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を育成するために、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催	12	0.006
	また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れ、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成	また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れ、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成	13	0.021
	(2) 産業人材育成戦略の策定	(2) 産業人材育成戦略の策定	14	0.007
(県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開)	(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野	(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野	15	0.020
	(2) 食品関連分野	(2) 食品関連分野	16	0.020
4 知的財産権の戦略的な取得と活用	4 知的財産権の戦略的な取得と活用	4 知的財産権の戦略的な取得と活用 2件以上の特許出願、積極的に公開等	17	0.013
5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化	5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化	5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化 協会との連携、地域ブランド育成、金融機関等との連携	18	0.013
	(1) 組織運営の改善	(1) 組織運営の改善 意思決定の迅速化、業務の効率化	19	0.039
	(2) 広報活動の充実	(2) 広報活動の充実 18件のプレスリリース	20	0.020
	(3) 職員の資質向上と人材育成	(3) 職員の資質向上と人材育成 職員派遣等、プログラムの策定	21	0.020
2 新事業創出に向けた「産学官連携」の強化	2 新事業創出に向けた「産学官連携」の強化	2 新事業創出に向けた「産学官連携」の強化 技術面でのコーディネート機能の向上	22	0.013
3 独自の業績評価システムの確立	3 独自の業績評価システムの確立	3 独自の業績評価システムの確立 業績評価システムの処遇への反映	23	0.039
1 外部資金その他収入の確保	1 外部資金その他自己収入の確保	1 外部資金その他自己収入の確保 外部資金2件獲得、機器開放等自己収入の確保	24	0.028
2 経費の抑制	2 経費の抑制	2 経費の抑制 効率化・経費節減の見直し、1%削減	25	0.028
3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	26	0.024
(1) 法令遵守	(1) 法令遵守	(1) 法令遵守 中立性・公平性の確保等	27	0.009
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 秘密事項、電子媒体に係る漏洩防止	28	0.009
(3) 労働安全衛生管理の徹底	(3) 労働安全衛生管理の徹底	(3) 労働安全衛生管理の徹底 安全衛生委員会の設置、調査に基づく整備	29	0.014
(4) 職員への社会貢献意識の徹底	(4) 職員への社会貢献意識の徹底	(4) 職員への社会貢献意識の徹底 地域の奉仕活動等、センターの一般公開	30	0.014
(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進	(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進	(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進 グリーンマーク商品等、再生紙の利用等	31	0.011
(2) 環境マネジメントの着実な実施	(2) 環境マネジメントの着実な実施	(2) 環境マネジメントの着実な実施 ISO14001規格を遵守した運営	32	0.011

3 情報の共有化の徹底	3 情報の共有化の徹底	3 情報の共有化の徹底 テレビ会議等	33	0.023
	1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画 整備・改修の計画的に実施	34	0.016
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	2 県取得財産の譲渡担保等計画 リース車両、譲渡	35	0.004
	(1) 基本的な方針	(1) 基本的な方針 専門性の高い人材、効果的な人員配置等	36	0.010
	(2) 人事に関する指標等	(2) 人事に関する指標等 効率的な運用、公募システム、交流推進等	37	0.010
理事長・理事、職員49人 行政職9人、研究職40(所長3、企画4、研究33人)			1.000	

「中期目標の期間終了時の検討」に関する意見聴取

(平成22年10月22日開催 評価委員会決定)

現在(H19~22年度)の中期目標・中期計画の全体的な進捗状況に対する意見

- ・中期目標・中期計画はほぼ達成できる方向に進捗しており、県民・企業に対して満足のいく成果が出て評価できる。中期計画・年度計画の作成と評価は県民への情報公開、センター機能の向上の点で、効果的役割を果たすものであった。
- ・その中で、法人化前に比べて県民に対するきめ細やかな現場重視型サービス(相談・現地指導、依頼試験、機器利用)の向上がみられ、センター職員の意識改革が進行しており、研究開発や実践的産業人材の育成についても概ね計画通りに進捗している。
- ・理事長のリーダーシップに基づく運営も軌道に乗ったように見受けられる。

今後の産業技術センターの取組において望むこと

- ・県民への技術支援・サービスと研究開発・研修等での資質向上とのバランスを取りつつ、産業技術センター業務の一部への民間委託の導入等を図ることにより、センターの研究者が、その分野でのトップレベルの研究に注力をし、その成果を地域産業振興に生かすことを希望する。
- ・優秀な人材の採用と全体のレベルアップを図るとともに、産業技術センターの位置づけ、県民の期待、経営内容、活動内容、ミッションなどについて組織内共通認識を図ることが必要である。
- ・技術支援において、技術相談・現地指導の豊富な技術内容をデータベース化、また、試験分析について、既存の設備で稼働率の低い機器の積極的な整理の検討を望む。
- ・研究開発では、テーマを絞って人材を集中投下し早期に事業性の可否を判断するとともに、特に、理事長裁量の研究では、目先の成果ではなく、県外企業の誘致につながるような新規技術開発を最低一課題は設定するなど挑戦的なテーマをある程度の期間を与えて実施させるなど、テーマ設定をブラッシュアップしていくことを希望する。
- ・人材育成については、高度な企画力(情報収集力)と判断力が求められるテーマを設定することが必要である。
- ・相談案件に対して、公正な偏らない視点で適切な判断が出来るセンター職員の育成を望むとともに、基礎研究と実用化研究のどちらに重点を置くのかを明確にして計画の「見える化」を図り、それによって、人材の確保・育成につなげることに期待する。

その他(中期目標の構成や記載内容への要望・意見 等)

- ・次期中期目標では「鳥取県経済成長戦略」を視野に入れて記載する必要がある。
- ・今後の人材育成について、「産業人材育成戦略の策定」の結果を反映することを希望する。
- ・中期計画に数値目標を入れる際には、センターの支援による企業の売り上げ・開発費の削減・クレーム減少などへの貢献度などの質的向上に関する指標等の検討を希望する。
- ・評価委員会が評価する評価項目数(37)は多すぎるため、重複項目など項目を見直して少なくするとともに、センター内のマンパワー配置や重点化の比重の変化に対応して評価ウエイトを見直すことも必要である。
- ・研究開発に関する評価では、本評価委員会以前に、シーズ研究評価委員会、実用化研究評価委員会の審議を経ており、専門家の評価結果を自動的に項目別評価に転記するシステムの検討を行うべきである。

第 1 期中期目標期間における各年度の全体評価一覧

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
総合評価			
5 段階評価 (10 段階評価)	3 (7)	3 (7)	3 (7)
コメント	本年度の全体評価は、概ね計画どおりに業務が進捗していることから、5 段階評価では 3 とする。10 段階評価では、5 段階評価に 2 を乗じたものに人材育成等で特筆すべき事項が認められることから 1 段階評価を上げ、7 とする。	平成 20 年度の全体評価は、概ね計画どおりに業務が進捗していると認められ、5 段階評価では 3 とする。10 段階評価では、5 段階評価に 2 を乗じたものに、技術支援等による技術移転や特許の取得、実践的産業人材の育成等で特筆すべき実績が認められることから評価を 1 段階上げ、7 とする。	平成 21 年度の全体評価は、概ね計画どおりに業務が進捗していると認められ、5 段階評価では 3 とする。10 段階評価では、5 段階評価に 2 を乗じたものに、技術相談・現地指導、製品化に結びつく技術移転や特許の取得、実践的産業人材の育成等で特筆すべき実績が認められることから評価を 1 段階上げ、7 とする。
総評			
「県民に対して提供するサービスその他の質の向上に関する事項」に対する評価	技術支援は、計画通りの進捗であると判断した。機器利用の評価は企業ニーズも高く、数値目標の超過達成もあり計画以上と評価できる。研究開発の評価は計画通りの進捗である。「実践的人材育成」は企業や受講者の評価は高い。 以上、総合し計画通りの進捗と判断した。 今後、技術相談において、数値目標の達成度だけでなく、数値の内訳や実効性、他業務への影響度も考慮した自己評価の実施、あるいは、人材育成において、企業や受講者の評価だけでなく、その効果の確認も行っていくことを期待する。	産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援機能の強化での技術相談・現地指導、あるいは実践的産業人材の育成等、いくつかの項目が計画を上回る進捗を示しており、県民へのサービス向上に精力的に取り組んでいると評価できる。また企業訪問調査、企業へのアンケート調査、窓口アンケート調査などにより企業ニーズの把握に努め、常に改善への努力が見られる。 今後も引き続き、積極的に研修会に参加することや精力的に研究開発を行うこと等により、職員の資質向上を図るとともに、企業ニーズに的確に対応されることを期待する。	技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用はいずれも計画を上回る進捗を示しており、県民へのサービス向上に意欲的に取り組んでいると認められる。さらにアンケート調査等により企業ニーズの把握にも努めている。また、シーズ研究・実用化研究については適切な研究評価と製品化に結びつく技術移転が行われている。実践的産業人材の育成についても積極的に取り組むとともに、起業化を目指す事業者等に対しても、経済動向の変化に対応した鳥取県の施策と運動してセンター独自の支援策を打ち出していることは評価できる。さらに、知的財産権の取得と情報公開にも積極的に取り組んでいる。 今後は企業への技術移転や製品化につながる研究の一層の推進、起業化を目指す事業者等への支援により、より多くの具体的成果が生まれることを期待する。
「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」に対する評価	法人理事長のリーダーシップの確立、職員評価制度や職員研修制度など体制整備は進展したといえることから、計画通りの進捗と判断した。 今後、体制整備による効果も検証していることを期待する。	理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営は、計画通りに進捗している。理事長裁量経費の有効活用、外部資金獲得、独自の評価システムの確立、技術スタッフ・事務スタッフの配置と業務の見直し、等で特に進捗が認められる。 今後も引き続き、優秀な人材確保と若手の人材育成等についての努力を期待する。	計画通りに進捗しており、理事長のリーダーシップに基づき、法人化のメリットを生かした迅速かつ柔軟な運営が出来つつある。 情報共有の徹底、広報活動の充実、職員の意識改革、独自の業績評価システムの確立と順調な運用については特に評価できる。
「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価	中期目標に向けての組織体制が整った段階であり、計画通りの進捗と判断した。	「コンプライアンス体制の確立と徹底」等すべての項目で概ね計画通りに進捗した。	「コンプライアンス体制の確立と徹底」等すべての項目で概ね計画通りに進捗した。
中小企業への技術支援に対する評価	法人業務の中心である依頼試験や機器利用の量的増大、企業に対する課題解決や技術指導についてのアンケート結果や相談件数の増加等から、計画以上の進展と判断した。 今後、試験・分析の運用体制、機器導入、研究テーマ設定において企業ニーズを積極的に取り込むことを期待する。	企業ニーズに基づいて誠実に技術支援を行っていることが、アンケート調査や訪問調査の結果等からも認められる。 今後、技術の進展は、一層迅速化していくと思われるので、技術支援力の絶えざる向上を期待する。	常に企業ニーズの把握に努め、技術支援サービス向上への努力が伺える。 今後も引き続き企業ニーズの把握に努め、企業の技術レベルに応じたきめ細やかな対応を行い、県内企業に対する「ホームドクター」として活躍されるよう期待する。
法人の業務運営及び財務状況に対する評価	総合的には、計画通りの進捗としているが、外部研究費の獲得による収入増大は評価できる。 今後も、外部研究費の獲得に努める一方、業務の質を低下させることなく経費を抑制していくことを期待する。また、外部研究費の獲得に当たっては、件数だけでなく、金額も含めて自己評価していくことを期待する。	外部資金獲得へ積極的に取り組んでいること、業務運営を順調に行いながら、自己収入の増加と効率的な業務運営によって剰余金を生み出したことは高く評価できる。 今後も引き続き、外部資金の獲得、効率的な業務運営に努めることを期待する。	外部資金獲得への積極的に取り組むとともに、業務の効率化と経費削減への見直しが行われている。その結果生じた剰余金により、次年度の試験研究機器の整備費、施設の修繕費に充てるなど、有効な活用を行おうとしている。 今後も引き続き、外部資金の獲得、効率的な業務運営に努めることを期待する。
中期目標・中期計画の達成に向けた課題等	法人の中期計画、年度計画は、中期目標の達成に向けて行われていくべきものである。これは技術支援を通じ県内企業を活性化させ、県民経済の増大を通じ広く県民に還元するものといえる。同時に評価もこの目標に沿って実施されるべきものであり、「地方独立行政法人法」においてもその趣旨が規定されている。 以上の視点から、本年度の評価の過程、結果から中期目標・中期計画達成に向けての課題等を指摘すれば以下のとおりである。 まず、新規企業の育成、優秀な人材確保、法人氏名と研究開発能力の充実を、職員の意識改革や実効性ある研修制度・職員処遇、理事長リーダーシップの充実を通じ確保していくことが求められよう。 また、数値目標に代表されるニーズ対応と研究機関としての質的水準の両立、業務バランスの確保、各種体制整備による結果の確保、これらをベースに長期では固有の技術を持った企業育成等がもたれているといえよう。 さらに、企業の評価、ニーズ把握（広範なアンケート・ヒヤリング）し、独自の研究開発能力を整え法人が質、量ともに充実したサービスを県民、企業に提供し、法人職員への的確な処遇を整え、組織を運営していくことが求められよう。 この他、評価委員会では、外部研究費の獲得や特許出願の目標件数の設定についての検討が求められよう。 なお、20年度評価は、初回評価である19年度評価のプロセス、評価結果を踏み台として、法人と評価委員会が協力し、中期目標の達成と評価体制充実にむけて努力していくことが重要である。	平成20年度は地方独立行政法人化2年目で第1期中期目標の中間評価にも相当する。設定された数値目標が達成され、他の項目についても概ね計画通りであることから、計画は順調に進捗していると認められる。 今後、数値目標の達成だけではなく、その内容の充実を目指すことや企業の高付加価値化に寄与する具体的な成功事例を増やすことも期待する。 サブプライムローン問題に端を発する世界不況や急激な円高は県内企業を直撃しており、国際競争力のある新製品の開発や起業化を目指す事業者への支援、実践的産業人材の育成、等における地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの役割はますます重要性を増していると思われる。 このような状況の中で、理事長のリーダーシップと職員の意識改革を通じた、中期目標・中期計画の達成に向けた継続的な努力が求められる。 今後、技術相談等の業務と研究開発業務とのバランスをとりつつ、限られた人数で最大の効果を上げる仕組みを長期的な展望に立って構築されるよう期待する。 また優秀な人材確保と若手職員の人材育成等に引き続き努力されることを期待する。	ほとんどの項目で数値目標を上回った実績を達成しているので順調に進捗しているといえる。今後とも、数値だけではなく質的向上に努力を期待する。 また、限られた人数で最大の効果があげられるよう、企業ニーズや市場動向等を的確に把握した上で、より一層技術支援業務と研究開発業務についての重点分野の絞り込みや、機械設備のメンテナンスにおける民間委託の導入等の方法について、総合的に検討することを期待する。

財務諸表の承認に係る事務局における確認について

知事による財務諸表の承認について、事務局において、以下の方針・内容により確認を行った結果、合規性及び表示内容とも問題がなかったことから、事務局として特段のコメントはない。

1 確認の方針

財務諸表は、住民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営状況を適切に示す必要がある。

また、知事による財務諸表の承認にあたっては、地方独立行政法人法第34条の規定により、評価委員会より意見を聴取することとなっている。

そこで、これに先立ち事務局において、合規性と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査を経たものであるため、主要な計数等についての確認を行った。

2 確認内容

財務諸表の承認について、下記リストにより確認を行った。

(1) 合規性

チェック項目	チェック結果
提出期限は遵守されたか。(法第34条①)	<ul style="list-style-type: none"> 6月28日に財務諸表等が提出された。
必要な書類は全て提出されたか。(法第34条②)	<ul style="list-style-type: none"> 以下の書類が提出された。 <ol style="list-style-type: none"> 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） 事業報告書 決算報告書 監査報告書
監事の監査証明に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。	<ul style="list-style-type: none"> 監事の監査報告書は、適正意見表示であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
記載すべき事項について、遺漏がないか。	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。
計数は整合しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
書類相互間における数値の整合性は取れているか。	<ul style="list-style-type: none"> 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。

青森県

地方独立行政法人青森県産業技術センターの財務諸表の承認
及び利益処分の承認に係る確認について

地方独立行政法人法第34条及び同第40条に基づく、知事による財務諸表の承認及び利益処分の承認に当たっては、評価委員会より意見を聴取することとなっていることから、これに先立ち、以下により財務諸表等関係書類の確認を行った。

1 確認の方針

- (1) 財務諸表は、住民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営状況を適切に示す必要があること。
- (2) 財務諸表等の数値については、監事による監査の対象となっているため、県としては、主要な計数等の確認及び法律等に適合しているかの「合規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行うこと。

- ・合規性の遵守 … 地方独立行政法人等の法令に適合した財務諸表の作成及び提出がなされているかどうか。
- ・表示内容の適正性 … 財務諸表の表示内容が地方独立行政法人会計基準への適合等の観点から適正なものとなっているかどうか。

2 確認内容

財務諸表の承認及び利益処分の承認については、法第34条と第40条で法令上の位置付けは異なるが、下記「合規性の遵守」及び「表示内容の適正性」について、確認すべき項目は基本的に重複していると考えられるため、下記により一括して確認を行った。

(1) 合規性の遵守

確認項目	確認結果
①提出期限は遵守されたか。	・6月30日收受。
②必要な書類は全て提出されたか。	・以下の書類が提出された。 ①財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ②決算報告書 ③事業報告書 ④監事の意見
③監事の監査証明に、財務諸表の承認に当たり考慮すべき意見はないか。	・監事の監査報告書は、適正意見表示であり、財務諸表の承認に当たり考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

確認項目	確認結果
①記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	・財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。
②計数は整合しているか。	・合計等の基本的な計数について、整合を確認した。
③書類相互間における数値の整合は取れているか。	・主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。
④行うべき事業を行っているか。	・業務実績報告書により確認した。
⑤運営費交付金に係る会計処理は適正か。	・費用進行基準に基づき、費用の発生額と同額について運営費交付金が収益化され、その残額について、運営費交付金債務として残っていることを確認した。(注)
⑥利益処分の承認を受けようとする額は適正か。	・本県の承認基準に照らし、利益の発生理由及び利益処分の承認を受けようとする額の算出方法が、本県の承認基準に沿ったものであることを確認した。 資料2「利益処分の考え方について」参照 資料3「利益処分の承認基準について」参照

(注) 費用進行基準における会計上の取扱い

業務を効率的に運営した結果、収益化しなかった運営費交付金の執行残については、運営費交付金債務として、中期目標期間中は翌事業年度の事業に使用することができる。

ただし、県派遣職員人件費やプロパー職員の退職金など、用途が限定される運営費交付金については、費用の発生額が運営費交付金算定時の見込みよりも少ない場合の残余を、運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、翌事業年度の運営費交付金に財源充当後、精算する。

3 確認結果及び所感

合規性の遵守及び表示内容の適正性に整合していることを確認した。

(1) 財務諸表の承認

地方独立行政法人会計基準に照らし、金額に重要と認められる齟齬はなく、知事による財務諸表の承認に当たって、事務局として特に意見はない。

(2) 利益処分の承認

本県の承認基準に照らし、利益処分の承認を受けようとする内容及び額については承認基準に適合するものであり、知事による利益処分の承認に当たって、事務局として特に意見はない。

(参考)

○地方独立行政法人法（抄）（平成15年7月16日法律第118号）

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

5 (略)

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第九十九条第八号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理等)

- 第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

○地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

(平成16年3月24日総務省告示第221号)

第71 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」としてその総額を表示しなければならない。

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」)は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものでは

なく、合理的な用途でなければならない。

- 3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
 - (2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。（本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合には、経営努力によらないものとする。）
 - (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

山口県

財務諸表等承認の適否に係る考え方について

1 財務諸表関係（地方独立行政法人法第34条及び地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに会計に関する規則第10条に基づく考え方）

(1) 法規準拠性

- ・ 提出期限は遵守されたか。
- ・ 必要な書類は全て提出されたか。
- ・ 監査の監査報告書において、財務諸表の承認にあたり、特に考慮すべき意見はないか。

(2) 表示内容の適正性

- ・ 記載すべき事項について、遺漏はないか。
- ・ 計数は整合しているか。
- ・ 書類相互間における数値の整合性は取れているか。

2 剰余金繰越関係（地方独立行政法人法第40条及び地方独立行政法人会計基準第71に基づく考え方）

- ・ 損失の処理が不要であるかどうか。
- ・ 中期計画全体の進捗状況は、「標準（B評価）」以上であるか。
- ・ 年度計画の細項目別評価において、明らかな業務怠慢により「未達成（評点1）」となった項目がないか。

【参考：剰余金処分の概念図】

